

仮想事例から学ぶ基本貿易取引上の留意点 6

関西大学名誉教授 博士（商学） 吉田 友之

仮想事例 6

当社は現在商社を通じて間接貿易を行っているが、将来的には直接貿易に移行したいと考えています。そのため、当社は準備のため経済団体が主催する貿易実務セミナー等に社員を派遣して貿易実務知識の研鑽を積み上げています。現行では貿易手続きは商社に任せているためまったく知りませんでした。商社の方とお話しする中で輸出入取引は原則自由といいながら実際には取引対象品、輸出入先国により法律によって様々な縛りがなされていることを知りました。関税法に基づく、輸出入通関の必要性については承知していましたが、その他に貿易管理上の規制があると聞きました。貿易業者として留意しておくべきその規制の全体像について概説して下さい。

〔本事例のポイント〕 国家安全保障、貿易管理、外為法

わが国の貿易管理に関する基本法は、外国為替及び外国貿易法であり、一般に外為法と呼称される。

輸出では、外為法の規定を実施するため「輸出貿易管理令」（政令）〔以下、輸出令〕で、同法の具体的な規制範囲、規制対象品目、規制対象地域など、同法の解釈、運用に関して規定している。またそのため「輸出貿易管理規則」（省令）ほか諸省令ならびに告示、通達などで規定している。外為法に基づき無許可輸出などによる輸出規制違反などに対して、違反した会社および違反の個人に対して刑事罰〔拘禁刑・罰金刑〕および行政罰が科される。貨物の輸出は原則自由であるが、国際的な平和および安全の維持を妨げる地域を仕向地とする貨物では、リスト規制またはキャッチオール規制に該当する場合、原則経済産業大臣の「輸出許可」を要する。

リスト規制は、輸出令1条、別表第1 1～15項目に該当する貨物〔1 武器、2 原子力・核兵器関連、3 化学・生物兵器、4 ミサイル、

5 先端材料、6 材料加工、7 エレクトロニクス、8 コンピュータ、9 通信関連装置、10 センサー・レーザー、11 航法関連装置、12 海洋関連装置、13 推進関連装置、14 軍需品、15 機微品目〕で全地域を仕向地とし、輸出業者が「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」（貨物等省令）に基づき一定の性能を有するか否かを判定〔該非判定〕し、一定の性能を有する場合には用途、需用者のいかんにかかわらず、経済産業省〔以下、経産省〕に許可申請を行い輸出許可を得なければならない。

キャッチオール規制*は、大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制とに区別される。

前者は、輸出令1条・別表第1 16項目に該当する貨物〔16 1～15項目に該当する品目を除くほとんどすべての鉱工業品で、関税定率法別表第25～40類まで、第54～59類まで、第63類、第68～93類まで、または第95類に該当する貨物〕でグループA国〔輸出令別表第3の国〕を除く全地域を仕向地とし、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（核兵器等開発等省令）に該当する場合にはインフォーム要件、客観要件〔用途要件、需用者要件〕により、許可が必要な場合経産省に許可申請を行い許可を得なければならない。

後者は、輸出令1条、4条1項3、別表第1 16項目に該当する貨物で国連武器禁輸国〔輸出令別表第3の2の国〕を仕向地とし、「輸出貨物が輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（通常兵器開発等省令）に該当する場合にはインフォーム要件、客観要件〔需用者要件〕により、許可が必要な場合経産省に

仮想事例から学ぶ基本貿易取引上の留意点 6

関西大学名誉教授 博士（商学） 吉田 友之

許可申請を行い許可を得なければならない。またグループA国および国連武器禁輸国を除くすべての国〔いわゆる一般国〕を仕向地とする場合にはインフォーム要件により許可が必要な場合経産省に許可申請を行い許可を得なければならない。

一般的に、リスト規制の要件に比べてキャッチオール規制のそれは緩いと考えられる。

また特定貨物の特定地域を仕向地とする輸出的場合、経済産業大臣の「輸出承認」を要する**。外為法に基づき無承認輸出などによる輸出規制違反などに対して、違反した会社および違反の個人に対して刑事罰〔拘禁刑・罰金刑〕および行政罰が科される。

輸出では、輸出令2条1項1、別表第2中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出では、経産省に承認申請を行い承認を得なければならない。また輸出令2条1項2の逆委託加工貿易契約による輸出では、経産省に承認申請を行い承認を得なければならない。

しかし輸出許可〔輸出令4条1項〕、輸出承認〔輸出令4条2項 別表5、6、7、輸出令4条4項〕ともに特例が規定され、それに該当する場合には、輸出許可、輸出承認は不要となる。

輸入では、外為法の規定を実施するため「輸入貿易管理令」（政令）〔以下、輸入令〕で、同法の具体的な規制範囲、規制対象品目、規制対象地域など、同法の解釈、運用に関して規定している。またそのため「輸入貿易管理規則」（省令）、ならびに告示〔輸入令に基づき「輸入割当を受けるべき品目、輸入承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（輸入公表）〕、通達などで規定している。輸入貨物が非自由化品目などに該当する場合、経済産業大臣の「輸入承認・輸入割当」を要する。輸入公表第2号および第2号の2に定められている品目に該当する場合、

「輸入承認」を要する。また事前確認品目（輸入公表第3号）の場合、経済産業大臣の事前の確認、および通関時確認品目（輸入公表第3号）の場合、通関時に税関の確認を要する。無承認輸入等による輸入規制違反に対して、刑事罰〔拘禁刑・罰金刑〕および行政罰が科される。しかし輸入承認・輸入割当では特例〔輸入令14条 別表1、2〕が規定され、それに該当する場合には、輸入承認・輸入割当は不要となる。

以上のように、売買当事者は、契約の成立に先立って、許可・承認などの必要の可否を確認することが肝要となろう。

*キャッチオール規制関連の政令、省令、告示、通達などが改正される。これらの改正は2025年4月9日公布、同年10月9日施行となっている。これについては改めて別の機会に詳説するが、改正概要は以下の通りである。

改正概要①通常兵器キャッチオール規制の見直し〔一般国向けの貨物の輸出または技術の提供について、安全保障上の懸念が高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合「用途要件」、「需要者要件」を追加し、これに該当する場合に許可を要すること。国連武器禁輸国向けの全品目の貨物の輸出または技術の提供について、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合現在「用途要件」のみであるところに「需要者要件」を追加し、これに該当する場合に許可を要すること。〕②グループA国経由での迂回対策〔現在キャッチオール規制の対象外であるグループA国向けの貨物の輸出または技術の提供について、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（インフォーム）を行うことができること。〕

**ロシア、ベラルーシ向け輸出については触れていない。